

介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第5号

介護サービス施設等整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例

介護サービス施設等整備臨時特例基金条例（平成21年岩手県条例第34号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 介護サービスを提供する小規模な<u>施設等</u>の整備及び老人福祉施設等の<u>消火設備</u>の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、介護サービス施設等整備臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 介護サービスを提供する小規模な<u>施設、老人福祉施設等</u>の整備、<u>防災機能の強化等及び高齢者、障害者等の日常生活を地域住民が支える体制</u>の整備を促進するための事業に要する経費の財源に充てるため、介護サービス施設等整備臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。